

株主各位

第18期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

- 「1. 企業集団の現況」における次の事項
 - (6) 主要な営業所
 - (7) 従業員の状況
 - (8) 主要な借入先の状況
 - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 「2. 株式の状況」
- 「3. 新株予約権等の状況」
- 「4. 会社役員の状況」における次の事項
 - (3) 社外役員に関する事項
- 「5. 会計監査人の状況」
- 「6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 「7. 剰余金の配当等の決定に関する方針」

■連結計算書類の「連結注記表」

■計算書類の「個別注記表」

株式会社いい生活

上記の事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.e-seikatsu.info/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

1. 企業集団の現況

(6) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

本 社	東京都港区南麻布五丁目2番32号 興和広尾ビル
大 阪 支 店	大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区天神一丁目11番17号 福岡ビル
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング
株式会社いい生活不動産	東京都港区南麻布五丁目2番32号 興和広尾ビル

(7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
クラウドソリューション事業	134名	7名増
不 動 産 事 業	一名	—

(注) 1. 上記従業員数は正社員の人員であり、アルバイト、嘱託及び派遣社員は含まれておりません。

2. アルバイト、嘱託及び派遣社員の年間平均人員は、28名であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	96名	3名増	35.5歳	6.7年
女 性	38名	4名増	32.8歳	6.4年
合計又は平均	134名	7名増	34.7歳	6.6年

(注) 1. 上記従業員数は正社員の人員であり、アルバイト、嘱託及び派遣社員は含まれておりません。

2. アルバイト、嘱託及び派遣社員の年間平均人員は、28名であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,383,200株
- (2) 発行済株式の総数 7,280,700株 （うち自己株式379,249株）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 2,552名

(5) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
前野善一	894,465株	12.96%
北澤弘貴	882,031	12.78
塩川拓行	877,743	12.71
中村清高	876,243	12.69
いい生活従業員持株会	416,500	6.03
兼英樹	101,900	1.47
カブドットコム証券株式会社	97,800	1.41
久野悦章	88,200	1.27
株式会社新生銀行	70,000	1.01
株式会社SBI証券	58,200	0.84

(注) 1. 当社は、自己株式を379,249株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 前野善一氏、北澤弘貴氏、塩川拓行氏、中村清高氏の所有株式数には、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
平 野 晃	取 締 役 (監査等委員・常勤)	当期開催の取締役会17回全てに出席し、経営会議48回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査等委員会17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
大 町 正 人	取 締 役 (監査等委員)	当期開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査等委員会17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 本 眞 一	取 締 役 (監査等委員)	当期開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査等委員会17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
高 原 正 靖	取 締 役 (監査等委員)	当期開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査等委員会17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外役員 の 報 酬 等 の 総 額

社外役員4名に対する当事業年度に係る報酬等の総額は、17,400千円であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

きさらぎ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支払額
①	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬等の額	13,000千円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に係る報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等個別の事情を勘案しまして、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

特に記載すべき事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識しております。法令遵守はもちろんのこと、「いい生活の5つの理念」の推進に努め、「コンプライアンス規程」の遵守を徹底するとともに社内研修・教育活動を通じて周知徹底を図るなど、企業倫理の確立に努めております。
- ② 社長直属の内部監査室が、監査等委員会・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施しており、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図っております。また随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い、文書(紙または電磁的媒体)に記録して適切に保管、管理する体制をとっております。取締役はこれらの文書を閲覧することができます。

当該文書には、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議議事録、これらの議事録の添付書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書があります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 災害による損失、基幹システムの障害、役員及び使用人の不正等による重大な損失のリスクを認識し対応するための「リスク管理規程」を適切に運用するとともに、リスク管理体制の構築及び維持・整備に努めております。

- ② セキュリティに関する責任者としてチーフセキュリティオフィサーを設置し、代表取締役社長が定める情報セキュリティの基本方針及びサービスマネジメントの基本方針に従い、ITサービスマネジメント委員会及び各部門の代表者が参加するセキュリティコミッティにおいてセキュリティに関するリスク分析、対策の実施、情報交換等を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は創業以来、的確かつ迅速な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の充実、素早い意思決定と効率的な経営体制の構築に努めております。
- ② 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。
- ③ 取締役会の下に常勤取締役、執行役員及び本部長で構成される経営会議を設置し、原則として週に1回開催しております。経営会議におきましては取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行っております。
- ④ 取締役会は、経営組織、各取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員は職務分掌に基づき適切に業務を執行しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理規程」に定めており、当該規程の適切な運用によって、当社は子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について承認を行い、又は報告を受けております。

- ② **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、「関係会社管理規程」により、「リスク管理規程」を含む主要な方針及び規程を子会社にも適用する旨定めており、子会社は当社が定めるセキュリティに関する基準等及びリスク管理体制等の適用対象となっております。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。

ロ. 当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理規程」に定めており、経営会議における意思決定を通じて、子会社における効率的な経営体制の構築に努めております。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と子会社は、企業集団として当社グループ共通の価値基準（「いい生活の5つの理念」）を共有し、一体性を有します。当社の内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならず子会社も監査対象として内部監査を実施しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

① 1年に4回程度、監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換会を実施するほか、取締役会または経営会議といった会議体に限らず、取締役（監査等委員である取締役を除く。）より監査等委員に対して適宜情報提供を行っております。

② 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあっております。

(7) 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに前号の取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指示、命令を受けないこととしております。

② 監査等委員会事務局の担当者の人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとしております。

③ 監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会に出席し、監査等委員会より指示された業務の実施内容及び結果につき報告を行うこととしております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- イ. 常勤の監査等委員は経営会議にも出席し、監査等委員会において他の監査等委員に対し経営会議における議題及び審議の経過を報告することとしております。
- ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、または重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに監査等委員会に報告することとしております。

② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

- イ. 監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、子会社に対して事業の報告を求めることとしております。
- ロ. 当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理規程」に定めており、該当事項につきましては子会社より経営会議又は取締役会に対して報告されます。この経営会議には常勤の監査等委員が出席することとしております。
- ハ. 「関係会社管理規程」により、当社は「コンプライアンス・ホットライン」制度を子会社においても利用できることとしております。当該制度を利用して通報が行われた場合、当該通報内容は常勤の監査等委員に通知され、常勤の監査等委員において調査の可否に係る検討、調査の要請及び結果の受領、経営会議に対する通報内容及び結果概要の報告が行われる旨、「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」に定めております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」に基づき、前号の「コンプライアンス・ホットライン」制度を利用した通報者が不利益となる一切の行為を禁止しております。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用については、「経理規程」等に基づき精算することとしています。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤の監査等委員は、経営会議に出席し、重要事項の報告を受ける体制をとっております。
- ② 監査等委員会は、会計監査人・内部監査室と連携・協力して監査を実施しております。
- ③ 1年に4回程度、監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換会を実施することとしております。

(12) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保し、また金融商品取引法に定める内部統制評価制度への適切な対応を図るため、取締役会において財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針を定めております。また、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、当該システムが有効かつ適正に機能しているか継続的に評価を行い、不備に対する必要な是正措置を講じるものとしております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び社内体制の整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持いたしております。

なお、反社会的勢力排除に対応するための部署及び対応マニュアルは設置済みではありますが、引続き社内体制の整備強化、及び警察等の外部機関や関連団体との連携等に今後も継続的に取り組んでまいります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は
以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正の確保に関する事項

取締役会は、監査等委員4名を含む取締役9名で構成されております。当期においては、取締役会を17回開催し、内部統制の状況も含めた職務執行の状況が担当取締役から報告されるとともに、重要な意思決定等について活発な意見交換が行われ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督しました。

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、「関係会社管理規程」に基づき、経営会議又は取締役会で、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について報告を受け、承認を行いました。

(2) 損失の危険の管理に関する事項

当社は、「リスク管理規程」を適切に運用することで、リスク管理体制の構築及び維持・整備に努めています。当期においては、経営会議を48回開催し、各部門のリスク状況の区分・把握・報告、規程の立案・制定を含むリスク管理体制の整備を行うとともに、未然防止策の立案等の実施に関し、モニタリングを行いました。

また、情報セキュリティの基本方針及びサービスマネジメントの基本方針に従い、セキュリティコミッティを毎月開催し、セキュリティに関するリスク分析、対策の実施、情報交換等を行いました。

(3) コンプライアンスに関する事項

役職員に対し、コンプライアンス意識の向上及び不正行為等の防止を図るため、定期的に内部統制・インサイダー防止・情報セキュリティ等、コンプライアンスに係る各種研修を開催いたしました。また、「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」に基づき、当社顧問弁護士事務所内に内部通報窓口を設けております。

(4) 内部監査に関する事項

内部監査部門である内部監査室は、社長に直属し、期初に策定した内部監査計画に基づき子会社を含めて内部監査を実施し、社長及び取締役会へ監査結果の報告を行いました。

また、監査等委員会に毎月監査状況の報告を行うとともに、会計監査人とは「財務報告に係る内部統制の監査」の過程で随時必要な情報交換を行う等の連携を図りました。

(5) 監査等委員会監査に関する事項

平成27年6月26日開催の定時株主総会における決議に基づき当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ変更しており、取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を一層強化しております。当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員4名で構成されております。

当期においては監査等委員会を毎月開催しました。また、同委員会において代表取締役との面談を3ヶ月に1回実施したほか、内部監査室や内部統制を推進する部署横断的な組織である「内部統制事務局」とも連携し、毎月、内部監査状況や内部統制の状況について報告を受けました。その他、会計監査人へのヒアリングを年に3回実施いたしました。

また、常勤の監査等委員は、取締役会のほか、経営会議にも出席し、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認し、経営監視機能の強化及び向上を図りました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の成長を支える財務基盤の強化と同時に、株主の皆様に対する利益還元を経営課題の一つとして位置付けております。株主の皆様への利益還元の基本方針としては、当該期の業績及びフリー・キャッシュフローの水準を十分に勘案した上で、利益配当の継続的实施並びに配当額の継続的成長の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

平成29年3月期の期末配当につきましては、1株当たり5円の配当を実施する予定であります。

当社は、自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元の一つと考えており、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするものと考えております。今後におきましても、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

平成29年3月末現在の保有自己株式数は379,249株、発行済株式総数の5.2%となっております。

(配当に関する数値情報)

(連結ベース)	第15期 平成26年3月期	第16期 平成27年3月期	第17期 平成28年3月期	第18期 平成29年3月期
①1株当たり配当額	(実績) 3円	(実績) 3円50銭	(実績) 4円	(予定) 5円
②配当金総額	20,704千円	24,155千円	27,606千円	34,507千円
③親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△36,686千円	66,788千円	62,024千円	88,408千円
④1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△5円32銭	9円68銭	8円99銭	12円81銭
⑤配当性向 (=①/④)	—%	36.2%	44.5%	39.0%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施し、100株を1単位とする単元株制度を採用しております。また、当該株式分割と同時に単元未満株式の買取制度を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、平成26年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して金額を算定しております。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めておりますが、当面の間につきましては、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、当社における剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社いい生活不動産

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

株式会社いい生活不動産の決算日は3月31日で連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具器具備品 3～20年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支払見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 467,468千円

(2) コミットメントライン契約

当社は機動的で安定した資金調達の確保を狙いとし、コミットメントライン契約を取引銀行1行と締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	400,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	400,000千円

5. 連結損益計算書に関する注記

固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

工具器具備品	31千円
計	31千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,280,700株	－株	－株	7,280,700株

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	379,175株	74株	－株	379,249株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	27,606	利益剰余金	4	平成28年3月31日	平成28年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	34,507	利益剰余金	5	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

また、資金調達については、原則として、営業活動によるキャッシュ・フローでの調達を基本としておりますが、必要に応じ、銀行等金融機関からの借入とする方針であります。なお、創業以来、借入の実績はありません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは経理規程及び与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、関係者に周知することにより、リスクの低減を図っております。

ゴルフ会員権に係る市場リスクについては、四半期ごとに日刊新聞又はゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含）等にて相場（時価）の把握を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、経理部が資金業務手順書に従い、預金残高の管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃貸借契約に係る敷金として差入れており、債務者の信用リスクに晒されておりますが、契約満了時に一括して返還されるものであります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達等を目的としたものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

該当事項はありません。

④ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち37.0%が特定の大口顧客（1社）に対するものであり、また営業債権のほぼ全てが不動産業界に携わる顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	702,102	702,102	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※1）	42,294 △108		
	42,186	42,186	—
(3) ゴルフ会員権	18,600	18,700	100
(4) 敷金及び保証金	78,056	75,866	△2,189
資産計	840,945	838,855	△2,089
(5) 未払金	86,476	86,476	—
(6) 未払法人税等	52,384	52,384	—
(7) 預り金	9,705	9,705	—
(8) リース債務（※2）	181,718	181,990	272
負債計	330,284	330,556	272

（※1）売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）1年内返済予定額を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) ゴルフ会員権

ゴルフ会員権については、日刊新聞又はゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含）等の相場価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

オフィスの賃貸借契約に係る敷金については、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債利回りで割り引いた現在価値によって算定した金額に、将来の回収が最終的に見込めないと認められる部分の未償却残高を加えた金額を時価としております。

負債

(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 預り金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務

リース債務については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが、極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
出資金(※)	30
ゴルフ会員権	25,000
預り保証金(※)	12,206
敷金及び保証金(※)	1,397

(※) 市場価格がなく且つ合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
(1) 現金及び預金	702,102
(2) 受取手形及び売掛金	42,294
合計	744,397

(注4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務	53,251	46,013	39,731	26,786	15,936

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 241円43銭
(2) 1株当たり当期純利益 12円81銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具器具備品 3～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支払見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件については工事進行基準を適用し、その他の案件については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する案件の進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 467,468千円

(2) コミットメントライン契約

当社は機動的で安定した資金調達の確保を狙いとし、コミットメントライン契約を取引銀行1行と締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	400,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	400,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	30千円
短期金銭債務	361千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高の総額

売上高	240千円
その他の営業取引	3,300千円

② 営業取引以外の取引による取引高の総額	720千円
----------------------	-------

(2) 固定資産除却損の内容

工具器具備品	31千円
計	31千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	379,175株	74株	一株	379,249株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

賞与引当金	12,415千円
貸倒引当金限度超過額	425
未払事業所税	985
未払事業税	4,721
繰延税金資産小計	18,547
繰延税金資産合計	18,547

(固定資産)

繰延税金資産

関係会社株式評価損	5,608千円
ゴルフ会員権評価損	3,540
資産除去債務	3,197
その他	552
繰延税金資産小計	12,899
評価性引当額	△12,346
繰延税金資産合計	552

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引が僅少であるため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	239円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	12円56銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。